
◆岸和田市企業支援メールマガジン◆

≪第 125 号≫ 2026 年 9 月 1 日 配信

各支援機関の施策情報やセミナー情報など、企業の皆様や創業者のお役に立つ情報を配信します。

※各ホームページの URL については、日々情報が更新されておりますので、こまめにご確認いただくことをおすすめします。

※各種受信端末のセキュリティ設定により、URL が無害化処理され、文字列先頭の「h」が削除されて受信される等の事例が確認されております。

各種受信端末の設定をご確認ください。

■-- 目 次 --■-----

【1】岸和田市中小企業サポート融資（大阪府・岸和田市連携型制度融資）（市）

【2】まだ間に合います！加盟店を募集中！プレミアム商品券・地域ポイント（市）

【3】～夢に挑戦！目指せ起業家～ 創業セミナー（商工会議所）

【4】大阪府業務改善・賃上げ促進補助金
～中小企業賃上げ促進支援パッケージ～（府）

【5】中小事業者の脱炭素化に係る自主的取組支援補助金（2 次公募）（府）

【6】令和 8 年度中小企業価格転嫁支援セミナー（府）

【7】多業種型総合展示商談会「大阪勧業展 2026」来場者受付中！
（大阪商工会議所）

【8】秘密厳守・相談無料 事業承継の悩みは大阪府事業承継・引継ぎ支援センターへ（大阪府事業承継・引継ぎ支援センター）

【9】小規模企業共済のご案内（中小機構）

【10】「がんばる岸和田」企業経営支援補助金（販路拡大）（市）

【11】「がんばる岸和田」企業経営支援補助金（人材育成）（市）

【12】「がんばる岸和田」企業経営支援補助金（創業・起業）（市）

【13】ソフトやシステムの稼働に必要なハードウェアも対象！
「がんばる岸和田」企業経営支援補助金（デジタル化促進）（市）

【14】「がんばる岸和田」企業経営支援補助金（省エネ診断・支援）（市）

【15】「がんばる岸和田」企業経営支援補助金（省エネ設備導入）（市）

【16】10月よりパートタイム・有期雇用労働者に関するルールが変わります（国）

■―― 各 情 報 ――■

【1】――

岸和田市中小企業サポート融資（大阪府・岸和田市連携型制度融資）（市）

岸和田市では、中小企業の皆さまが資金を円滑に調達できるよう、大阪信用保証協会の保証付き融資制度をご用意しています。

サポート融資を受けた方で、金融機関に対して約定どおりに返済された方には、次の支援制度があります。

- ・お支払いいただいた利息のうち1%分相当額の補助（利子補給）
- ・お支払いいただいた保証料相当額の補助（保証料補給） ※上限10万円

お借入れをご希望の方は、池田泉州銀行 泉州営業部で受け付けています。事前にご連絡のうえ、ご訪問ください。

【融資条件の概要】

- 金利：1.25%（固定金利） ※令和8年4月1日現在
- 融資限度額：700万円
- 融資期間：4年以内

- 資金使途：運転資金・設備資金
- 保証料：0.5～2.2%
- 担保・保証人：原則不要 ※法人の場合は、代表者が保証人となる必要があります。
- 申込窓口：池田泉州銀行 泉州営業部（電話：072-433-4105）※事前連絡が必要です。

※市内で1年以上事業を営んでいる事業者が対象です。

※融資にあたっては、金融機関の審査がありますので、要件に該当する場合でも融資を受けられないことがあります。

【詳細】

<https://www.city.kishiwada.lg.jp/page/43-kisiwadasapoto.html>

【問い合わせ先】

岸和田市産業政策課事業者支援担当（072-423-9485）

【2】-----

まだ間に合います！加盟店を募集中！プレミアム商品券・地域ポイント（市）

現在、市民を対象とした「プレミアム商品券・地域ポイント」の申込受付期間です。

これにあわせて、市内事業者の皆様にご案内いたします。

プレミアム商品券・地域ポイントを利用できるお店として登録すると、市民の皆さまにお店を知っていただくきっかけになり、新たな来店につながる機会も広がります。

「うちのお店も加盟店になりたい」「まだ申し込みをしていない」という事業者の皆さまは、ぜひこの機会にお申し込みください。

【加盟店募集期間】

12月15日まで

【申込】

加盟店のお申し込みは、下記の特設サイトからご確認ください。

<https://dan-d-kishiwada.jp/>

【問い合わせ先】

岸和田市 DAN-D コールセンター

TEL : 0120-764-321 (8/1～2/28 9:00～18:00 年末年始除く)

E-Mail : info@dan-d-kishiwada.jp

【3】 -----

～夢に挑戦！目指せ起業家～ 創業セミナー（商工会議所）

岸和田商工会議所では、独立開業を志す方や新たに事業を起こしたいと考えている方々を対象に、開業に係る基礎知識、資金の調達、社会保険と労働保険、創業を成功させるポイント等について実践的、体系的に学んでいただく「創業セミナー」を開催します。

開業のための具体的かつ実践的な内容ですので、独立開業を目指す方やすでに開業準備に着手されている方であれば、サラリーマン・OL・主婦・学生等どなたでも受講できます。開業して間もない方も受講できますので、奮ってご参加ください。

【日時】

11月7日（土）、21日（土）、28日（土）、12月19日（土）

いずれも 10:00～12:00（4回コース、28日のみ 10:00～13:00）

【会場】

岸和田商工会議所（岸和田市別所町 3-13-26）

【受講料】

無料

【講師】

中辻 一浩 氏（中小企業診断士）

【申込】

下記 URL よりお申込みください。

<https://www.kishiwada-cci.or.jp/events/seminar/event-14053/>

【問い合わせ先】

岸和田商工会議所 市田

TEL : 072-439-5023

【 4 】 -----

大阪府業務改善・賃上げ促進補助金（府）
～中小企業賃上げ促進支援パッケージ～

大阪府では、物価高騰等により、厳しい経営状況にある府内中小企業等の生産性の向上及び労働能率の増進に資する設備投資等への取組を支援し、持続的な賃上げを実現する環境整備を行うため、大阪府業務改善・賃上げ促進事業を実施します。本事業は、厚生労働省の中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金。以下、国助成金という。）を活用する事業者に対し、大阪府が定める2つの要件を満たす場合、国助成金に上乗せして補助するものです。

9月1日（火）から募集（事前登録受付）を開始しました。

1. 補助対象

○対象事業者

- （1）大阪府内に事業場を設置している者
- （2）国助成金について、令和8年9月1日以降に大阪労働局長に交付申請を行い、令和9年3月5日までの日付の交付額確定及び支給決定の通知を受けた者

○要件

- （1）大阪労働局に提出した令和8年度「業務改善助成金」申請書の事業実施計画書に記載の金額を上回る賃上げを行うこと
- （2）令和8年度改定予定の大阪府最低賃金より、さらに2%を上回る金額まで事業場内最低賃金を引き上げること

2. 補助対象経費

国助成金の「国庫補助金精算書」（交付要綱様式第9号）に記載する対象経費支出金額

3. 補助金額

補助対象経費に4分の1を乗じた額（上限200万円）と補助金交付要綱に定める補助上限額を比較し、いずれか低い額

4. 申請時期

- （1）事前登録受付期間

9月1日(火)から令和8年度大阪府最低賃金発効日の前日または11月30日(月)のいずれか早い日まで

(2) 交付申請受付期間

12月1日(火)から令和9年3月10日(水)まで

※交付申請には、事前登録が必須です。

【詳細】

事前登録、交付申請ともに原則「大阪府行政オンラインシステム」による受付となります。

https://www.pref.osaka.lg.jp/o110090/rodokankyo/gyoumukaizen_chinagesokushin_hojokin.html

【問い合わせ先】

大阪府 商工労働部 雇用推進室 労働環境課 労働環境推進グループ

TEL : 06-6360-9070

【5】-----

中小事業者の脱炭素化に係る自主的取組支援補助金(2次公募)(府)

中小事業者の皆さまの計画的な省エネ型設備への更新等に対して補助します！

【公募期間】

8月7日14時～10月5日18時まで

【補助対象事業】

中小事業者が行う府内の工場・事業場において対策計画書に位置付けた設備更新等の取組であり、かつ設備更新等の前後において、次に掲げる要件のうちいずれかを満たす事業

- (1) 事業所全体の年間エネルギー使用量を1%以上削減する事業
- (2) 事業所全体の二酸化炭素排出量を年間1トン-CO₂以上削減する事業

※注

- ・任意届出制度に基づく対策計画書を届け出る必要があります。
- ・脱炭素経営宣言をしていただく必要があります。
- ・中小事業者には、一定規模以下の医療・社会福祉・学校法人等を含みます。

- ・補助金あたりの CO2 削減効果が高い事業を優先して採択します。

【対象設備】

省エネルギー設備

- ・生産設備：工作機械、印刷機等
- ・ユーティリティ設備：コンプレッサー、冷蔵冷凍機器、ボイラ等（照明設備、空調機は除く。）

再エネルギー設備

- ・太陽光パネル

【補助金額】

補助対象経費の 1/3 以内

上限額：1 法人あたり 200 万円（1 次公募の交付決定額を含む。）

【対象経費】

事業を行うために直接必要な設備機器の購入、購入物の運搬に要する経費

【応募方法】

公募期間内（8 月 7 日～10 月 5 日）に大阪府行政オンラインシステムにより申請してください。

<https://lgpos.task->

[asp.net/cu/270008/ea/residents/procedures/apply/a85554c8-85f4-44fc-8cad-5aeb0ac86062/start](https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/procedures/apply/a85554c8-85f4-44fc-8cad-5aeb0ac86062/start)

【詳細】

https://www.pref.osaka.lg.jp/o120020/eneseisaku/sec/plan2_subsidy.html

【問い合わせ先】

おおさかスマートエネルギーセンター（脱炭素・エネルギー政策課内）

TEL：06-6210-9254

FAX：06-6210-9259

E-mail：eneseisaku-01@gbox.pref.osaka.lg.jp

【6】-----

令和8年度中小企業価格転嫁支援セミナー（府）

一度きりの交渉で終わらせない！

根拠数字と自社の強みを効果的に伝え、発注元を納得させる価格交渉資料とは

「価格改定をお願いしたいものの、説得力のある資料を作れない。」

「国のツールを使ってみたものの、自社の価格設定にどう活かせばよいかわからない。」

このようなお悩みを抱える中小企業の皆様もいらっしゃるのではないのでしょうか。

本講座では、発注元に伝わる根拠資料の作り方から、自社の強みの伝え方、さらに一度きりで終わらせない交渉の仕組み化まで、現場で役立つ実践的なスキルを学べます。

具体的な進め方に不安がある経営者の皆さま、ご担当者の皆さまは、ぜひご参加ください。

1. 価格転嫁の準備は何から始めるのか
2. 発注側が納得する根拠資料とは
3. 発注側が評価する自社の強みを整理する
4. 価格改定の申し入れはどう進めるのか
5. 価格転嫁を継続する仕組みづくり

【日時】

9月9日（水）14:00～16:00

【場所】

マイドームおおさか 8階 第3会議室（大阪府中央区本町橋2番5号）

【対象】

大阪府内に事業所を有する中小企業の皆さま

【定員】

50名

【参加費】

無料

【申込】

9月8日（火）申込締切 下記 URL よりお申し込みください。

【詳細】

<https://ebis.obda.or.jp/service/505391/detail>

【主催】

中小企業価格転嫁支援共同企業体、大阪府

【問い合わせ先】

公益財団法人大阪産業局

TEL：06-4708-7027（土日祝除く 9 時～17 時 30 分）

E-mail：kakaku-tenka@obda.or.jp

【7】-----

多業種型総合展示商談会「大阪勧業展 2026」来場者受付中！
（大阪商工会議所）

今回も、約 360 の企業・団体が出展予定です。
大阪府内の商工業者が、独自の技術や企画、発想をもとに開発した、ユニークな自社製品や新たなサービスなどをご紹介します。
出展者との商談も自由に行っていただけます。
新たなビジネスパートナーとの出会いが期待できる、業種を越えた交流の場です。
ぜひご来場ください。

【日程】

10月14日（水）・15日（木）

【場所】

マイドームおおさか 展示ホール（大阪市中央区本町橋 2-5）

【参加費】

無料（大阪勧業展 HP より事前登録をお願いいたします）

【詳細】

事前登録、本展示会の詳細

<https://kangyo.osaka.cci.or.jp/>

【問い合わせ先】

大阪商工会議所 流通・サービス産業部(大阪勧業展 2026 主催事務局)

TEL : 06-6944-6440

E-mail: occi6493@osaka.cci.or.jp

【 8 】 —————

秘密厳守・相談無料 事業承継の悩みは大阪府事業承継・引継ぎ支援センターへ
(大阪府事業承継・引継ぎ支援センター)

—————
経営者の高齢化や後継者不足により、事業承継は多くの中小企業にとって重要な経営課題となっています。

大阪府事業承継・引継ぎ支援センターは、国が設置する事業承継の公的相談窓口です。

親族への承継、従業員への承継、第三者への引継ぎ(M&A)などについて、専門家が相談者の状況に応じて、無料で相談・支援を行っています。

承継方法や時期が決まっていない段階でもご相談いただけます。事業承継に不安や課題を感じている方は、ぜひお気軽にご相談ください。秘密厳守・相談無料です。

★こんなお悩みはありませんか？

- ・ 後継者がいない。今後どのような選択肢があるのか知りたい。
- ・ 子どもへの承継を考えているが、何から始めればよいか分からない。
- ・ 従業員や役員への承継について、進め方や注意点を知りたい。
- ・ 親族、従業員、第三者のうち、自社に合う承継方法を整理したい。
- ・ 他社の経営資源を引き継ぎ、事業拡大につなげたい。

【詳細】

<https://hiki.osaka-cci.go.jp/>

【問い合わせ先】

大阪府事業承継・引継ぎ支援センター

TEL 06-6944-6257

【9】-----

小規模企業共済のご案内（中小機構）

国が作った退職金の積立制度です。月額千円から七万円まで自由に設定でき、掛金は所得控除の対象になります。

【対象】

個人事業主・共同経営者、小規模企業の経営者および役員

【申込】

商工会議所・金融機関などで加入できます。

【詳細】

<https://skyosai.smrj.go.jp/>

【問い合わせ先】

（独）中小企業基盤整備機構（共済相談室）

TEL：050-5541-7171

【10】-----

「がんばる岸和田」企業経営支援補助金（販路拡大）（市）

市内の中小企業者や中小企業交流団体が、販路開拓のために行う市外の展示会への出展など、その費用の一部を補助します。

※既に終了した展示会などについては、申請できませんのでご注意ください。

※販売を伴わないものに限ります。

【令和7年度の採択事例（一例）】

- ・伝統的工芸品の展示会への参加
- ・展示会で使用する商品紹介動画の作成

【募集期間】

原則 令和9年1月29日（必着）まで

【交付対象者】

以下の全てを満たす必要があります。

- ・ 岸和田市内に営業所、事務所、工場等を有すること（大企業等を除く）
（中小企業交流団体の場合は、構成員の半数以上が岸和田市内に営業所、事務所、工場等を有すること中小企業者等であること）
- ・ 法人税法上の収益事業を行っていること
- ・ 対象外業種でないこと
- ・ 市税を滞納していないこと
- ・ 暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者でないこと

【交付額及び補助率】

- ・ 交付額：1 事業者 1 年度につき、20 万円（※予算上限に達し次第終了）
- ・ 補助率：補助対象経費合計額の 2 分の 1（千円未満切捨て）

【詳細】

<https://www.city.kishiwada.lg.jp/page/43-tenjikai.html>

【問い合わせ】

岸和田市産業政策課事業者支援担当（072-423-9485）

【11】 —————

「がんばる岸和田」企業経営支援補助金（人材育成）（市）

—————
市内の中小企業者や中小企業交流団体が当該事業所に勤務する従業員等に対して実施する研修事業にかかる費用の一部を補助します。

※既に受講・修了した研修等については、申請できませんのでご注意ください。

【令和 7 年度の採択事例（一例）】

- ・ 生産現場での現場のリーダーに関する研修の受講
- ・ 品質管理の知識習得とスキルアップのための研修の受講

【募集期間】

原則 令和 9 年 1 月 29 日（必着）まで

【交付対象者】

以下の全てを満たす必要があります。

- ・岸和田市内に営業所、事務所、工場等を有すること（大企業等を除く）
（中小企業交流団体の場合は、構成員の半数以上が岸和田市内に営業所、事務所、工場等を有すること中小企業者等であること）
- ・法人税法上の収益事業を行っていること
- ・対象外業種でないこと
- ・市税を滞納していないこと
- ・暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者でないこと

【交付額及び補助率】

- ・交付額：1事業者1年度につき、10万円（※予算上限に達し次第終了）
- ・補助率：補助対象経費合計額の2分の1（千円未満切捨て）

【詳細】

<https://www.city.kishiwada.lg.jp/page/43-jinzaiikusei.html>

【問い合わせ】

岸和田市産業政策課事業者支援担当（072-423-9485）

【12】 —————

「がんばる岸和田」企業経営支援補助金（創業・起業）（市）

—————
市内で創業を予定している方、市内で創業後5年未満の事業者に対し、創業に係る費用および販路開拓に係る費用の一部を補助します。

【令和7年度の採択事例（一例）】

- ・建設会社を法人として設立
- ・店舗入り口への看板の設置

【募集期間】

令和9年1月29日（必着）まで

【交付対象者】

以下の全てを満たす必要があります。

- ・岸和田市内で、個人事業者等として創業または法人の設立を予定する個人、または、岸和田市内で創業後5年未満の個人または設立後5年未満の法人であること。

- ・産業競争力強化法第2条32項1号～4号に該当する創業者であること。
- ・岸和田市創業支援等事業計画における特定創業支援等事業による支援を受けたこと。
- ・過去に岸和田市創業支援事業補助金、岸和田市創業時販路開拓支援事業補助金及び「がんばる岸和田」企業経営支援補助金（区分：創業・起業）の交付を受けていないこと。
- ・法人税法上の収益事業（法人税法施行令第5条に規定される34事業）を行う予定または行っていること。
- ・対象外業種でないこと。
- ・市税を滞納していないこと。
- ・暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者でないこと。
- ・岸和田市外で創業後、岸和田市内に移転した事業者又は、岸和田市内で創業後、岸和田市外へ移転した事業者でないこと。

【交付額及び補助率】

- ・交付額：1事業者1年度につき、10万円（※予算上限に達し次第終了）
 - ・補助率：補助対象経費合計額の2分の1（千円未満切捨て）
- ※年度関係なく、1事業者につき1回のみ申請できます。

【詳細】

<https://www.city.kishiwada.lg.jp/page/43-hanrokaitaku.html>

【問い合わせ】

岸和田市産業政策課事業者支援担当（072-423-9485）

【13】 —————

ソフトやシステムの稼働に必要なハードウェアも対象！

「がんばる岸和田」企業経営支援補助金（デジタル化促進）（市）

—————
岸和田市内の事業者が実施する、ポストコロナ・ウィズコロナ時代を見据えた事業所等のデジタル化を支援しています。

【採択事例（一例）】

- ・エラー情報収集や情報入力作業を自動化するシステムの導入
- ・経理／資産管理／債権債務管理ソフトの導入
- ・勤怠管理ソフト及び稼働のためのICカードリーダーの導入

- ・生産管理システムの最新OS適合を目的とした改修
- ・各種電子化が可能な人事給与システムの導入
- ・顧客先などで活用できる仮想クライアントPCシステムの増設
- ・就業規則作成ソフトの導入
- ・HP管理のためのCMSソフトの導入
- ・業態に特化したCADソフトの導入
- ・顧客管理や会計等ソフト及び稼働のためのPCの導入

【募集期間】

令和9年1月29日（必着）まで

【交付対象者】

以下の全てを満たす必要があります。

- ・岸和田市内に営業所、事務所、工場等を有すること（大企業等を除く）
- ・法人税法上の収益事業を行っていること
- ・対象外業種でないこと
- ・市税を滞納していないこと
- ・暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者でないこと

【交付額及び補助率】

- ・交付額：1事業者1年度につき、30万円（※予算上限に達し次第終了）
- ・補助率：補助対象経費合計額の2分の1（千円未満切捨て）

【詳細】

<https://www.city.kishiwada.lg.jp/page/43-digital-hozyokinn.html>

【問い合わせ】

岸和田市産業政策課事業者支援担当（072-423-9485）

【14】 —————

「がんばる岸和田」企業経営支援補助金（省エネ診断・支援）（市）

—————
岸和田市内の事業者が実施する、岸和田市内の事業所に対する省エネ診断、省エネ支援に必要な費用を支援しています。

【対象となる主な省エネ診断・支援】

- ・一般社団法人環境共創イニシアチブの登録診断機関が実施する省エネ診断費用
- ・一般財団法人省エネルギーセンターが実施する省エネ最適化診断費用

【募集期間】

令和9年1月29日（必着）まで

【交付対象者】

以下の全てを満たす必要があります。

- ・岸和田市内に営業所、事務所、工場等を有すること（大企業等を除く）
- ・法人税法上の収益事業を行っていること
- ・対象外業種でないこと
- ・市税を滞納していないこと
- ・暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者でないこと

【交付額及び補助率】

- ・交付額：1事業者1年度につき、5万円（※予算上限に達し次第終了）
- ・補助率：補助対象経費合計額の10分の10（千円未満切捨て）

【詳細】

<https://www.city.kishiwada.lg.jp/page/43-shindan.html>

【問い合わせ】

岸和田市産業政策課事業者支援担当（072-423-9485）

【15】 —————

「がんばる岸和田」企業経営支援補助金（省エネ設備導入）（市）

—————
岸和田市内の事業者が実施する、省エネ診断・省エネ支援に基づく岸和田市内の事業所に対する省エネ機器や太陽光発電設備の導入に必要な費用を支援しています。

【採択事例（一例）】

- ・業務用冷蔵庫への入替
- ・高機能空調設備への入替
- ・高効率照明(LED)への入替

【募集期間】

令和 9 年 1 月 29 日（必着）まで

【交付対象者】

以下の全てを満たす必要があります。

- ・ 岸和田市内に営業所、事務所、工場等を有すること（大企業等を除く）
- ・ 省エネ診断・省エネ支援を令和 5 年度以降に受けていること
- ・ 法人税法上の収益事業を行っていること
- ・ 対象外業種でないこと
- ・ 市税を滞納していないこと
- ・ 暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者でないこと

【交付額及び補助率】

・ 交付額：省エネ機器、太陽光発電設備について、各々 1 事業者 1 年度につき、50 万円（予算上限に達し次第終了）

※太陽光発電設備のみの導入は補助の対象となりません。

- ・ 補助率：補助対象経費合計額の 2 分の 1（千円未満切捨て）

【詳細】

<https://www.city.kishiwada.lg.jp/page/43-syouene-setsubi.html>

【問い合わせ】

岸和田市産業政策課事業者支援担当（072-423-9485）

【16】-----

10 月よりパートタイム・有期雇用労働者に関するルールが変わります（国）

パートタイム・有期雇用労働者の待遇改善を進めるため、「同一労働同一賃金」に関する施行規則と告示が改正されます。（令和 8 年 10 月 1 日施行・適用）

【主な改正事項】

- ①雇入れ時の労働条件明示事項が追加されます【パート・有期法施行規則】
- ②「同一労働同一賃金ガイドライン」が改正されます【告示】
- ③雇用管理の改善等に関する措置の内容が変わります【告示（雇用管理指針）】

【詳細】

厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000144972.html>

【問い合わせ先】

厚生労働省

担当課：男女共同参画センター（人権・男女共同参画課）

TEL：072-441-2535（月・祝除く 9:00～17:30）

編集・発行 岸和田市役所 魅力創造部 産業政策課 事業者支援担当

Tel：072-423-9485（事業者支援担当直通）

Email：sangyo@city.kishiwada.lg.jp

※ 各情報の詳細や申込については、それぞれの本文中の URL やお問い合わせ先までご確認をお願いいたします。

※ 配信先の変更・配信停止、また、ご意見・ご要望等については、上記メールアドレスまでご連絡ください。

※ 岸和田市企業支援メールマガジンは、原則として月に 1 回の発行です。